# 寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町発行所 京 都 府 政策法務課 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

## (目 次)

告 示

○公共測量の終了 (用地課) 251

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届
出 (南丹広域振興局) 252

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧
(丹後広域振興局) 〃

○都市計画地区計画の決定に係る図書の写
しの縦覧 (都市計画課) 253

○都市計画用途地域の変更に係る図書の写					
しの縦覧	(山	城南土木事	务所)	253	
○都市計画特別用途地区の変更に	こ係る	図書			
の写しの縦覧	(	"	)	"	
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写					
しの縦覧	(	"	)	254	
○都市計画防火地域及び準防火地域の変更					
に係る図書の写しの縦覧	(	"	)	"	
○道路の位置の指定	(	乙訓土木事務	务所)	"	

## 告示

#### 京都府告示第248号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和3年京都府告示第534号)が令和4年2月28日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 測量の地域

福知山市大江町河守、日藤、蓼原(小谷)、蓼原、公 庄(上)、公庄(下)、在田、小原田、金屋、関、上野、 北有路及び波美

+040+

#### 京都府告示第249号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測

量(令和3年京都府告示第603号)が令和4年3月15日 終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方 整備局福知山河川国道事務所長から通知があった。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域 舞鶴市吉坂

#### 京都府告示第250号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和3年京都府告示第604号)が令和4年3月15日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長から通知があった。

+060+

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域 舞鶴市吉坂

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条 第1項の規定による変更の届出があったので、その届出 書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - ア 株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目1番18号 代表取締役 久保 允誉
  - イ 株式会社ユタカファーマシー 大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井 家康
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン亀岡店、ドラッグユタカ亀岡並河店 亀岡市大井町並河二丁目758番地ほか
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変更前	変更後	変 更年月日	変更理由
	ディオン新 亀岡店、ド	<ul><li>亀岡店、ド</li><li>ラッグユタ</li><li>カ亀岡並河</li></ul>	令 元. 12. 13	店舗名称及び所在地の変更のため
	亀岡市大井 町並河熊田 1番1ほか			

- 2 届出年月日 令和 4 年 3 月28日
- 3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進 課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和4年4月12日から令和4年8月12日まで

5 意見書の提出先 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進 課 京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

+060+-

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見 地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出 することができる。

令和 4 年 4 月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地

松山工業有限会社 代表取締役 松山 幸司 舞鶴市字岡田由里1144番地

- 2 林地開発行為の目的 土石の採掘(真砂土)
- 3 林地開発行為をしようとする区域 宮津市字獅子小字ヒヱ谷10205番ほか(次の図のと おり)
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積 5.1ヘクタール
- 5 期間
  - (1) 林地開発行為を行う期間 令和4年9月10日から令和7年9月9日まで
  - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

平成8年5月14日から令和16年9月9日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための 措置
騒音及び振動の 発生	宮津市字獅子地内の 一部に存する範囲(次 の図のとおり)	騒音及び振動を抑制 するため、低騒音型の 建設機械を使用し、早 朝深夜は、プラント施 設の運行並びに重機及 び運搬車両の使用は行 わない。
土ぽこりの発生	"	土ぼこりの発生時に は散水を行い、飛散を 防止する。

周辺道路の汚損		運搬車両に付着した 土砂等を除去し、持ち 出しを防止するため、 場内の出入口付近に洗 車場を設置する。 道路を汚損した場合 は、速やかに清掃及び 修繕を行う。
交通量の増加	"	場内への出入りに際 しては、安全確認を徹 底し、車両運転者に安 全運転の指導を行う。 出入り車両が多い場 合は、交通整理員を配 置し、安全に留意する。 走行については、地 元車を優先し、徐行す る。
土砂流出及び濁 水の発生	宮津市字獅子地内の 一部に存する範囲(次 の図のとおり)	場内排水を全て沈砂 池に集水し、土砂を沈 下させた後に場外に排 水する。 沈砂池容量を確保す るため、土砂を定期的 に除去する。
河川水量の増加	//	雨水を全て場内最下 流部に設置した調整池 に集水し、流量を調整 後に場外に排水する。 調整池容量を確保す るため、土砂を定期的 に除去する。

#### 8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- (3) 宮津市産業経済部農林水産課 宮津市字柳縄手345番地の1
- (4) 松山工業有限会社 舞鶴市字岡田由里1144番地
- 9 縦覧期間

令和4年4月12日(火)から令和4年5月11日(水)まで

- 10 意見書の提出期間及び提出先
  - (1) 提出期間

令和 4 年 4 月12日 (火) から令和 4 年 5 月11日 (水) まで

(2) 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所に おいて縦覧に供する。) ---

京都市から京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画(膏薬辻子地区)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

+0/0+

精華町から相楽都市計画地区計画(学研狛田東地区)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

---

精華町から相楽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

---

精華町から相楽都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

+010+

精華町から相楽都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

----

精華町から相楽都市計画防火地域及び準防火地域の変 更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用す る同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事 務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

---

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和4年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第573号	令 4. 4. 1	京都府乙 訓土木事 務所	乙訓郡大山 崎町字大山 崎小字鏡田 31の51	1 14 3	最小 6.0 最大 6.0

254 月額購読料 2,930円